

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月7日
【四半期会計期間】	第34期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社ハウス オブ ローゼ
【英訳名】	HOUSE OF ROSE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神野 晴年
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5800
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 桑野 純也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5800
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 桑野 純也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第1四半期 累計期間	第34期 第1四半期 累計期間	第33期
会計期間	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 6月30日	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日
売上高 (千円)	3,438,761	3,065,075	14,675,096
経常利益又は経常損失 () (千円)	2,259	203,635	606,769
当期純利益又は四半期純損失 () (千円)	30,780	142,790	275,257
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	934,682	934,682	934,682
発行済株式総数 (株)	4,703,063	4,703,063	4,703,063
純資産額 (千円)	5,430,836	5,411,138	5,645,973
総資産額 (千円)	9,398,408	8,974,788	8,667,795
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり四半期純損失金額 (円)	6.55	30.36	58.53
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	40.00
自己資本比率 (%)	57.8	60.3	65.1

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期における国内景気は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により当初は弱い動きとなりました。緩やかな回復基調の下、徐々に落ち着きを見せており、個人消費も一部に弱さが残るものの持ち直しの傾向で推移しております。小売業界におきましては、百貨店では衣料品や食料品等は駆け込み需要による反動減の影響が比較的小さかった一方で、高額商品や「まとめ買い」の影響がみられた化粧品等では減少率が大きくなりました。

(直営店商品販売事業)

当事業につきましては、消費増税後の反動減により厳しい状況で推移いたしました。主力のハウス オブ ローゼ化粧品販売事業では、増税前の既存顧客様によるスキンケア化粧品を中心とした「まとめ買い」需要の反動により当第1四半期は既存顧客数が大きく減少、またスキンケア化粧品の減少からお買上単価の減少を伴い、既存客売上高が低迷いたしました。さらに、海外化粧品専門取扱店舗の退店の影響もあり、ハウス オブ ローゼ直営店売上高は、前年同期比14.2%減と大きく減少いたしました。

以上の結果、当事業売上高は23億74百万円（前年同期比13.6%減）、営業損失2億40百万円（前年同期営業損失額は37百万円）となりました。

(直営店サービス事業)

当事業につきましては、消費増税後の反動減の影響はそれほど見られず、概ね順調に推移いたしました。リフレクソロジー事業は、退店による店舗数の減少により全店売上高は前年同期比1.8%減となりましたが、既存店に関しては客数、客単価共に増加し、売上高は前年同期比3.7%増となりました。一方カーブス事業は、会員数の増加により、売上高は前年同期比7.8%増となりました。

以上の結果、当事業売上高は4億16百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益は52百万円（前年同期比41.2%増）となりました。

(卸売販売事業)

ハウス オブ ローゼショップ及びコーナー向け卸販売事業につきましては、個人オーナーショップ向け売上高は直営店舗同様に消費増税後の反動減の影響を受け、スキンケア化粧品を中心として低迷いたしました。一方量販店向け売上高は消費増税後の反動減の影響はそれほど見られず、概ね前年同期並みに推移いたしました。また一般流通向け卸売上高につきましても、期間限定商品の売上が増加する等、順調に伸びいたしました。

以上の結果、当事業売上高は2億73百万円（前年同期比3.1%減）、営業損失は17百万円（前年同期は営業利益1百万円）となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は30億65百万円（前年同期比10.9%減）となりました。主力であるハウス オブ ローゼ直営店舗のスキンケア売上減少に伴う売上原価率の上昇や固定費率の上昇により営業損失2億5百万円（前年同期は営業利益1百万円）、経常損失2億3百万円（前年同期は経常利益2百万円）、四半期純損失は1億42百万円（前年同期は四半期純損失額30百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありませんが、当社の財務および事業を支配すべき者の在り方としては、培ってきた経営ノウハウにより顧客の支持・信頼を得て、継続的に事業を進展させると共に、当社の経営理念に則り、株主をはじめとするステークホルダーの価値の向上を図るものでなければならないと考えております。

取組みの具体的な内容

イ. 当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は現在、連結財務諸表作成会社といたしておりません。当社は創業以来の化粧品販売事業をコアビジネスと捉え、それを補完する事業を行いつつも経営資源の大部分を化粧品販売事業に投入しております。子会社につきましても、主として化粧品販売事業を進展するために法令に従い、必要最小範囲において当社が出資しております。以上のように当社に集中して投入された経営資源（財産）の活用につきましては、剰余金の処分は株主総会での決議事項としておりますが、基本方針は取締役会にて定め、執行役員制度の下、「業務分掌規程」や「職務権限規程」をはじめとする各種規程に従い執行し、その結果をフィードバックしております。さらに監査役および内部監査において定期的に適法性・妥当性および統制状況についてモニタリングを行っております。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は現在のところ所謂「買収防衛策」は導入しておりませんが、仮に当社の財産および経営権を支配あるいは影響力を行使する目的で当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものといたします。具体的には、社外の専門家を含め、当該買収提案の評価や表明者との交渉を行い、その中で当社の経営理念、企業価値に適合せず、また株主共同の利益に資しないと判断した場合には、速やかに対抗措置の要否および内容等を決定し実行する体制を整えます。

取組みの該当性に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

イ. 当該取組みが基本方針に沿うものであること。

当社の「会社の支配に関する基本方針」は、取締役会において決議いたしました。基本方針にも掲げているように、当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありません。従いまして当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を個別に判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものとしております。

ロ. 当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと。

現在「買収防衛策」を導入せず個別に評価し、社外の専門家を含め第三者の意見に基づき措置を講ずることとしております。

ハ. 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

当社は、顧客の支持をはじめ様々なステークホルダーの支援により現在に至っていると考えております。経営理念もその認識を踏まえて掲げているものであり、当社はそれに基づき事業活動に努めております。今回の基本方針は、そのことを十分念頭において取締役会にて決議いたしました。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,703,063	4,703,063	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	4,703,063	4,703,063	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	4,703,063	-	934,682	-	1,282,222

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日である平成26年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,701,500	47,015	同上
単元未満株式	普通株式 1,163	-	同上
発行済株式総数	4,703,063	-	-
総株主の議決権	-	47,015	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式48株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ハウスオブローゼ	東京都港区赤坂2丁目21番7号	400	-	400	0.0
計	-	400	-	400	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.77%
売上高基準	-%
利益基準	2.19%
利益剰余金基準	0.03%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成26年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,904,919	2,244,860
売掛金	1,301,667	1,086,092
商品及び製品	1,482,691	1,600,938
その他	163,127	244,851
流動資産合計	4,852,406	5,176,743
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	423,867	419,768
土地	1,415,905	1,415,905
リース資産(純額)	56,557	52,559
有形固定資産合計	1,896,330	1,888,234
無形固定資産		
投資その他の資産	180,933	166,869
差入保証金	769,622	770,323
その他	968,502	972,618
投資その他の資産合計	1,738,125	1,742,942
固定資産合計	3,815,389	3,798,045
資産合計	8,667,795	8,974,788
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	414,197	470,675
電子記録債務	472,009	764,985
短期借入金	-	300,000
未払法人税等	186,135	18,166
賞与引当金	201,130	347,496
その他	628,436	567,058
流動負債合計	1,901,908	2,468,381
固定負債		
退職給付引当金	872,138	877,917
役員退職慰労引当金	44,504	46,784
その他	203,272	170,568
固定負債合計	1,119,914	1,095,269
負債合計	3,021,822	3,563,650
純資産の部		
株主資本		
資本金	934,682	934,682
資本剰余金	1,282,222	1,282,222
利益剰余金	4,398,694	4,161,851
自己株式	428	428
株主資本合計	6,615,169	6,378,326
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26,920	28,927
土地再評価差額金	996,116	996,116
評価・換算差額等合計	969,196	967,188
純資産合計	5,645,973	5,411,138
負債純資産合計	8,667,795	8,974,788

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	3,438,761	3,065,075
売上原価	978,145	928,626
売上総利益	2,460,615	2,136,449
販売費及び一般管理費	2,459,255	2,341,889
営業利益又は営業損失()	1,359	205,440
営業外収益		
受取利息	547	639
受取配当金	988	1,077
不動産賃貸料	447	494
その他	689	787
営業外収益合計	2,673	2,998
営業外費用		
支払利息	1,526	960
不動産賃貸原価	246	233
営業外費用合計	1,773	1,193
経常利益又は経常損失()	2,259	203,635
特別損失		
役員退職慰労金	26,703	-
特別損失合計	26,703	-
税引前四半期純損失()	24,443	203,635
法人税、住民税及び事業税	12,680	8,774
法人税等調整額	6,343	69,619
法人税等合計	6,337	60,844
四半期純損失()	30,780	142,790

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	23,305千円	22,014千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	94,052	20.00	平成25年3月31日	平成25年6月24日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	94,052	20.00	平成26年3月31日	平成26年6月20日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,747,146	409,196	282,418	3,438,761
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	2,747,146	409,196	282,418	3,438,761
セグメント利益又は損失()	37,299	36,843	1,816	1,359

(注)セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,374,525	416,961	273,589	3,065,075
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	2,374,525	416,961	273,589	3,065,075
セグメント利益又は損失()	240,203	52,007	17,245	205,440

(注)セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	6円55銭	30円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	30,780	142,790
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	30,780	142,790
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,702	4,702

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月 5 日

株式会社 ハウス オブ ローゼ
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 林 礼 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウスオブローゼの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第34期事業年度の第1四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウスオブローゼの平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。